

# 令和5年度 新潟市大形まちづくりセンターの管理運営について

揭示用

地方自治法の一部が改正され、公の施設の管理について、「指定管理者制度」が創設されました。この制度は、公の施設に係る管理主体の範囲を民間事業者まで広げることにより、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としています。

市では、施設の機能を生かした効果的・効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度への移行に努めてきたところです。

この度、指定管理者が、公の施設を適切に管理運営し、良好なサービスを提供しているかを確認・評価しましたので、評価の結果について揭示します。

評価対象の指定管理者	大形地区コミュニティ協議会
評価対象の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

## 1.施設サービス提供（施設そのものを市民に提供することで、協定等で定めるサービスが実施できているか）

※1 ※2

評価項目	評価	新潟市東区地域課コメント欄
1 利用時間等	○	A 利用許可、案内等の業務を円滑に行っており、利用者への接遇も適切かつ良好に行っている。 施設内の事故や利用者からの大きな苦情もなく、利用者の目線に立った良好な施設サービスが常に提供されている。 また、利用者も近年と比べて上昇している。
2 適正な人員配置	○	
3 設備・備品の貸出	◎	
4 利用者の安全確保	◎	
5 案内等の対応と接遇	◎	
6 苦情への対応等	○	
7 緊急体制	○	
8 利用実績	◎	

## 2.事業(市の事業、自主事業)（施設を利用して市民に提供している事業について、協定等で定める内容が実施できているか）

評価項目	評価	新潟市東区地域課コメント欄
1 目的にあったサービス提供	◎	A 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を行いながら、文化祭の開催やコミ協主催のイベントなどへの協力など自主事業・地域貢献活動を積極的に行っている。また、コミ協の広報紙で施設の活動を紹介するなど、利用者の増加に向けて、情報発信に努めている。 利用者からの意見や要望等についても、利用者懇談会を開催するなど、利用者の要望を把握に努め、サービス向上に向けた取り組みを行っている。
2 適正な人員配置	○	
3 情報提供・接遇	◎	
4 利用者数等	◎	
5 自主事業配分	○	
6 サービス向上の観点	◎	
7 苦情等への対応	○	
8 緊急体制・対応	○	

## 3.施設の管理（施設自体の保守管理、修繕や、震災等への対応等）

評価項目	評価	新潟市東区地域課コメント欄
1 建物保守管理等	◎	B 利用者が安全かつ快適に利用できるよう、整理整頓、清掃がされている。 施設に不具合が発生した場合は、市への報告を遅延なく行っており、適切に建物の保守管理をしている。 また、災害時に備え、併設施設と連携して防災訓練をするなど、対応を確認している。
2 個人情報保護	○	
3 備品等の管理	○	
4 清掃・警備等	◎	
5 修繕	○	
6 環境配慮	○	
7 再委託	○	
8 災害等への対応	◎	
9 関係団体、地域との連絡調整	◎	
10 管理記録	○	

## 4.歳入歳出（協定における収支計画等に沿っているか、経費等の縮減はできているか）

評価項目	評価	新潟市東区地域課コメント欄
1 管理経費等の縮減	○	B コロナ禍前のH30年度と比較し、利用率・利用料金ともに増加している。
2 事業見直し	○	
3 利用者増等	◎	

## 5.総合評価（上記の1から4を踏まえての総合評価）

施設内の清掃、整理整頓が行き届いており、快適な利用環境が提供されているほか、併設する大形連絡所と情報共有しながら、管理運営を行っている。  
古い建物のため不具合や使い勝手の悪いところがあるが、その都度、地域課へ報告・相談・提案し、施設の適切な保守管理や利便性向上に取り組んでいる。  
以上のことから、コミュニティ活動の拠点施設としての役割を果たし、適切に施設管理を行っており、指定管理者として優良と評価できる。

### ※1 評価項目ごとに「◎」「○」「△」「×」の4段階で評価

- ◎ :仕様を超えるなど、「○」ランク以上の特にめざましい成果があった。
- :事業計画や仕様書を基に協議により定めたサービス水準を達成した。
- △ :「改善指導書」など市が相当程度指導するなどして何とか水準を達成できた。
- × :仕様、サービス水準を達成できなかった。

### ※2 「1.施設サービス提供」～「4.歳入歳出」について「A」から「D」の4段階で評価

- A :多くの評価項目において「◎」があり、残りの項目についても全て「○」である場合。
- B :全ての項目が「○」以上である場合。
- C :「△」の項目が1つでもある場合。
- D :「×」の項目が1つでもある場合。

評価に関するお問い合わせ先 新潟市東区役所地域課 025-250-2120(直通)